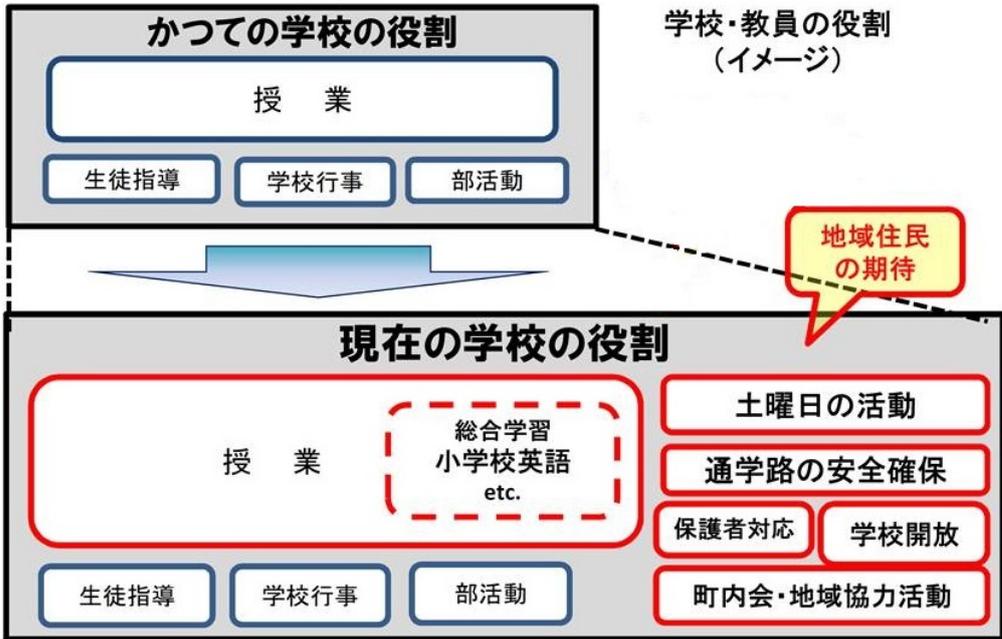


教職員の多忙化解消について

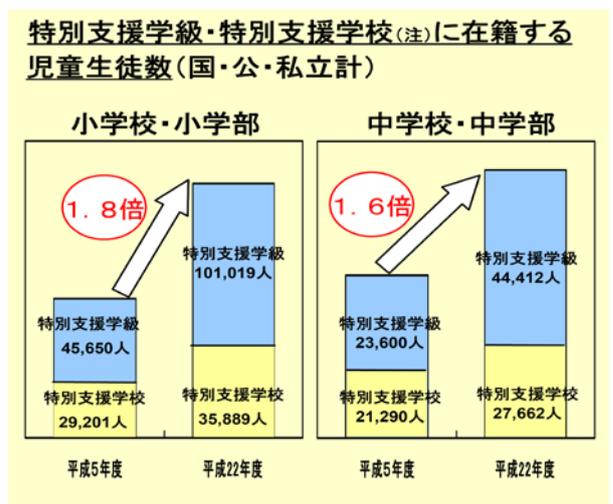
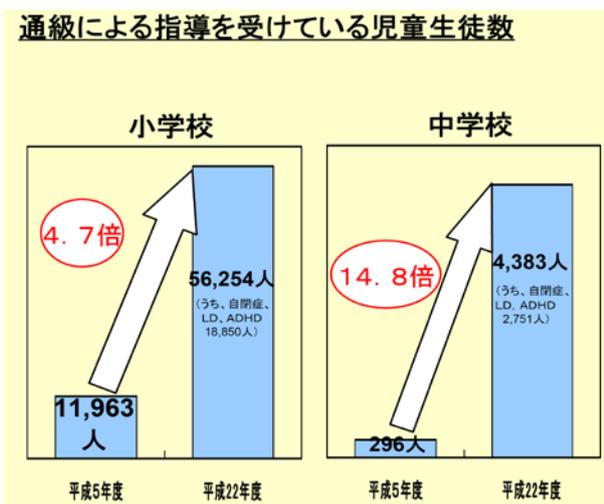
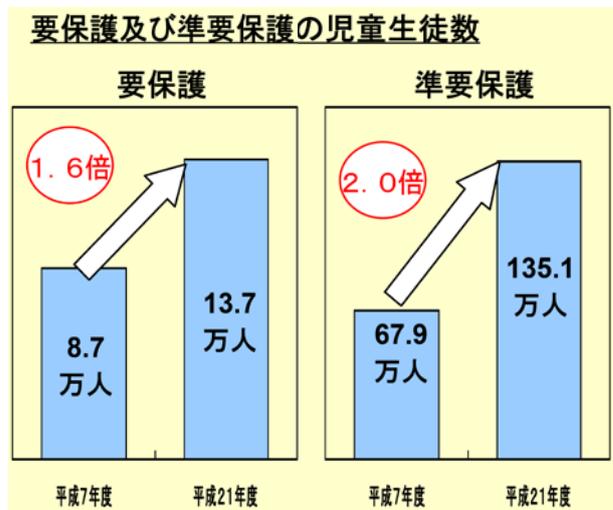
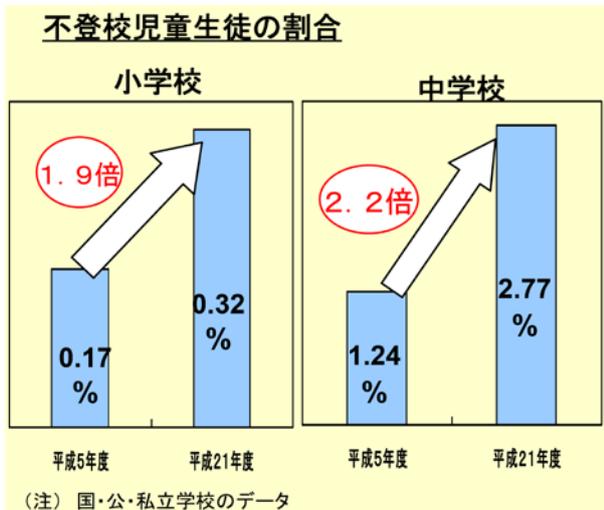
1 教職員を取り巻く環境の変化について (文部科学省資料より)

(1) 学校や教員の役割の変化



(2) 学校が抱える問題の状況について

学校現場を取り巻く課題は次のように複雑化・多様化・困難化している。



(注)・通常学級に在籍しながら週に1〜8単位時間程度、障害の状態等に応じた特別の指導を特別な場で行う教育形態。
 ・LD及びADHDは、平成18年度から通級指導の対象として学校教育法施行規則に規定された。
 併せて、自閉症も対象として明示された。(自閉症については、平成17年度以前は主に情緒障害の通級指導の対象として対応)

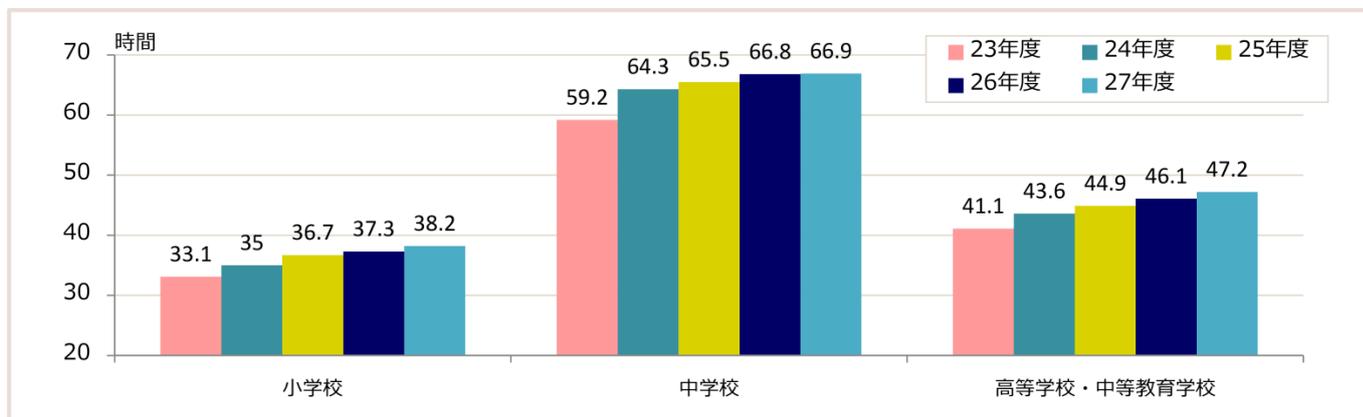
(注) 平成5年度の特別支援学校は、盲・聾・養護学校に在籍する児童生徒数を合計した数字

2 本市の状況について

(1) 教職員の勤務時間外の在校時間の推移

本市においても、教職員の在校時間は増加傾向に歯止めがかからない状況にある。

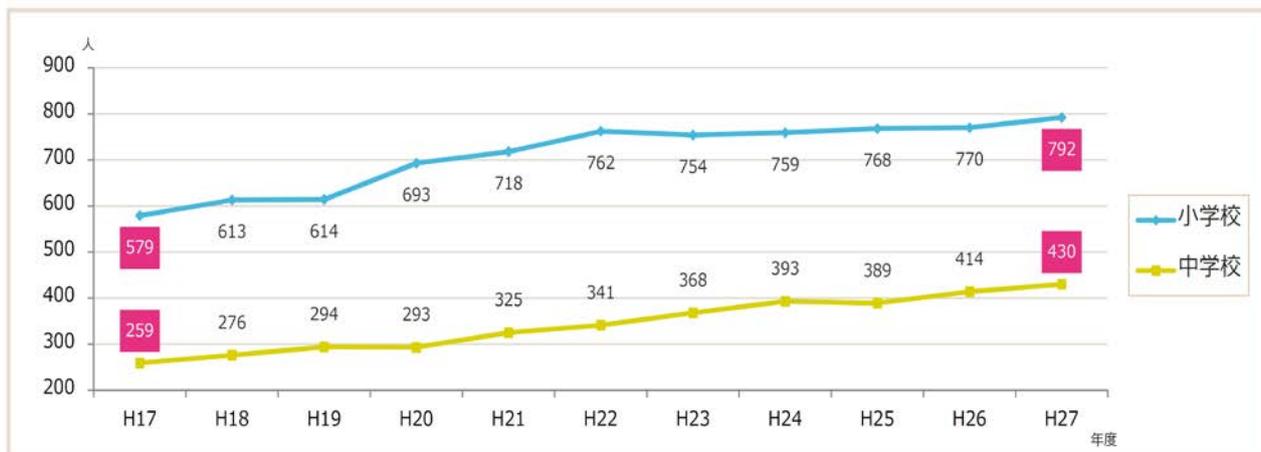
■教職員の勤務時間外の在校時間（1人あたり月平均時間）



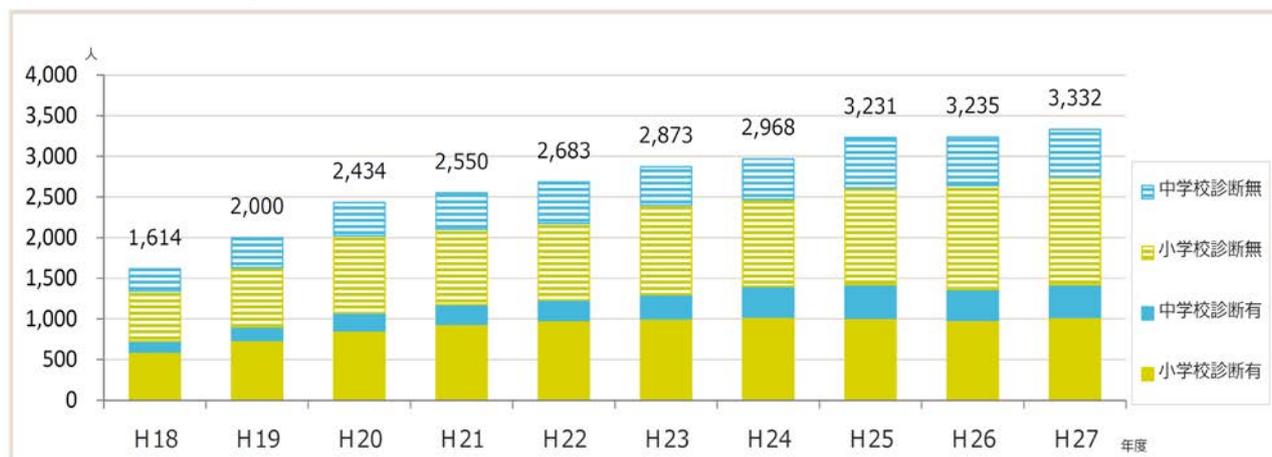
(2) 本市における学校現場を取り巻く課題

本市においても、いじめ認知件数や不登校児童生徒の増加とともに、次のように特別な配慮が必要な児童生徒や食物アレルギーを有する児童生徒数が増加しており、多忙化の一因となっている。

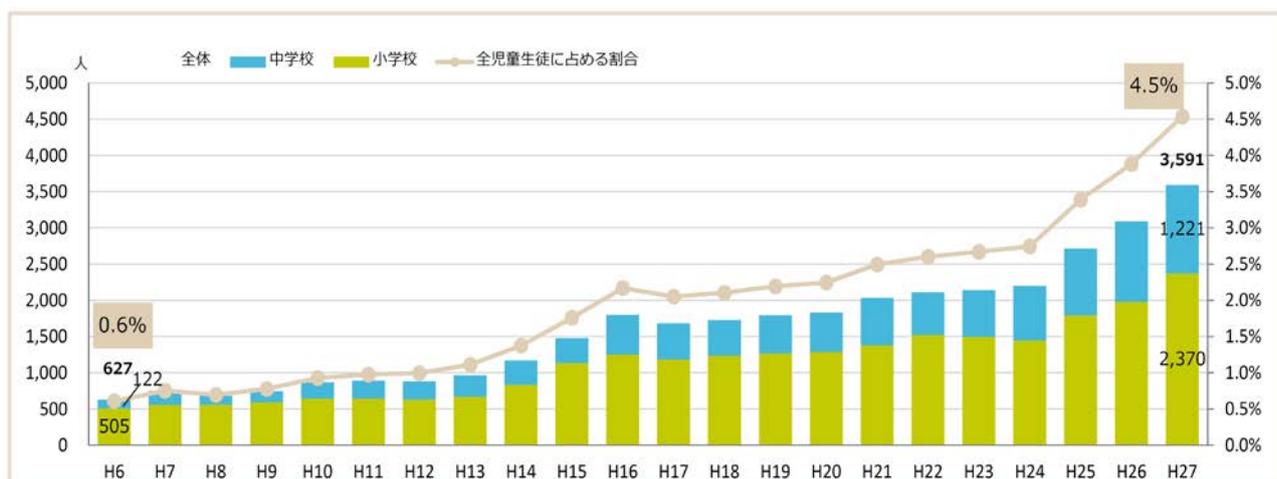
■特別支援学級在籍児童生徒数の推移



■発達障害とその可能性がある児童生徒数の推移



■食物アレルギーを有する児童生徒の推移



3 本市における教職員の多忙化解消に資する主な取り組み

いじめ問題や特別支援教育におけるニーズの増加、さらなる学力向上などに対応するため、これまで次のような人的配置を行っており、これらの取り組みが教職員の負担軽減につながっている。

(1) いじめ・不登校問題などの生徒指導に係る配置

・いじめ対策専任教諭・児童支援教諭の配置

平成 28 年度から市立全中学校・中等教育学校及び特別支援学校へ「いじめ対策専任教諭」を、市立小学校 36 校に「児童支援教諭」を配置し、いじめ対策のコーディネーターとして各校のいじめ対策を推進する。

・いじめ対策支援員の配置

いじめ事案等の課題を抱える小学校に元警察官等の「いじめ対策支援員」（平成 28 年度は 10 名）を一定期間へ派遣し、学校職員への助言や関係児童生徒への声かけ指導等を行いながら、いじめの早期改善を図る。

・スクールカウンセラーの配置

児童生徒や保護者対象のカウンセリング、教職員への助言を行い、いじめ・不登校などの生徒指導上の諸課題の解決を図るため、全ての市立学校にスクールカウンセラーを配置。

・スクールソーシャルワーカーの配置

電話相談業務や学校の要請に応じてケース対応にあたりながら、各関係機関との連絡・調整役となって、児童生徒を取り巻く環境調整を行い、いじめや不登校などの問題解決にあたるため、教育委員会事務局にスクールソーシャルワーカー（平成 28 年度 5 名）を配置。

・さわやか相談員の配置

学校生活の中で児童生徒の遊び相手や話し相手になり、悩みや不安を気軽に相談できる「さわやか相談員」「生徒指導推進協力員」を必要に応じて小・中学校に配置。

・市費非常勤講師の配置（指導困難学級対策）

課題を有する児童生徒が在籍する指導困難学級に対して市費非常勤講師を配置。

(2) 特別支援教育に係る配置

・特別支援教育指導補助員の配置

小・中学校の通常の学級に在籍する LD, ADHD, 高機能自閉症等及びその可能性のある児童生徒の学習や生活場面において、学級担任の個別的な取り組みを補助する指導補助員を配置。

- ・特別支援学級指導支援員の配置

小・中学校の特別支援学級のうち、在籍児童生徒数が多いため指導が困難になっている学級に対して、学習や生活場面において学級担任の指導や介護を支援する指導支援員を配置。

- ・特別支援教育介助員の配置

小・中学校の通常の学級の在籍し、日常生活上介助が必要と認められる肢体不自由のある児童生徒に対し、介助員を配置。

- ・看護師の配置

小・中学校・特別支援学校に在籍し、医療的ケアの必要のある児童生徒の学習や学校生活を支援するため、看護師を配置。

(3) 学力向上に関する配置

- ・学力サポートコーディネーターの派遣

教科の授業改善に重点的に取り組む小中学校を、事務局の嘱託職員が「学力サポートコーディネーター」として定期的に訪問し、授業や校内研修に積極的に関わりながら、授業改善に向けた指導・支援を行う。

- ・教科指導エキスパートの派遣

教科指導エキスパート（教科指導に優れた退職校長や退職教員）を学校に派遣し、チーム・ティーチングによる授業補助などを通して、教材研究のあり方、授業づくり、学級運営等について指導し、若手教員の指導力の向上と日々の授業改善を図る。

- ・小学校理科学習アシスタントの配置

小学校4～6学年の理科の授業における観察・実験活動の充実と教員の指導力向上を目的に大学（院）生、退職教員等の外部人材を理科学習アシスタントとして配置。

- ・市費非常勤講師の配置（少人数指導）

小学校1～3年生において、チーム・ティーチングや少人数学習集団による指導を行うため、市費非常勤講師を配置。

- ・市費非常勤講師の配置（算数・数学少人数指導）

学習内容が論理的かつ抽象的になる中学校数学に対応するため、きめ細かな少人数指導を行う市費非常勤講師を配置。

- ・市費非常勤講師の配置（小学校高学年教科担任制）

教師の専門性を生かしながら小学校高学年における教科担任制を実施するために、補完的かつ効率的に市費非常勤講師を配置。

(4) その他の取り組み

- ・部活動外部指導者派遣事業

指導に当たる顧問教員の多忙化や専門的な技術指導力の不足を補い、学校における部活動を充実させるため、競技団体に登録している指導者や地域在住のスポーツ経験者等を外部指導者として希望する学校に派遣する。

- ・小1生活・学習サポーター事業

小学1年生の教室において児童が落ち着いて学習に取り組める環境をつくるため、地域や保護者の方を委嘱し学級担任をサポートする小1生活・学習サポーターを配置。